

1 障害を持って生きるといふ」と

障害とはなんでしょうか？

2008年5月に発効された障害者の人権を保障するためにつくられた国際条約「障害者権利条約」の第1条には、障害者について、「様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることを含む」

このことが明確に示されています。

思い返せば、私が障害をもつたのは24年前、15歳の夏のことでした。

プールの飛び込み事故で首の骨を折り、「頸髄（けいすい）損傷」という重い障害をもらいました。



photo 木下浩一

身体は全く動かず、顔をかくことさえできない自分。

食べることや服を着替えることはもちろん、

排尿や排便まで誰かの手を借りなければならない現実は、思春期の私にとって、耐えがたいものがありました。

「こんな身体で生きていたってしようがない」

何度もそう思ったことがわかりません。

しかし、6人部屋の狭いベッドサイドで24時間懸命に看護を続けてくれる母と姉、一人で必死に入院費を稼いでくれる父。そんな家族の思いに支えられ、逃げることのできない現実を直視するようになりました。

1年8カ月という長期の入院生活の後、養護学校高等部へ進学し、卒業後は近くの作業所で働くことになりました。

学ぶ楽しさ、働く喜び、どんなに重い障害があつても一人の人間として社会に参加する経験を積み重ねたことによって、自分の障害と正面から向き合うことができるようになりました。

自分の障害と向き合ったとき、社会には壁があることに気づかされました。

高等部を卒業する時、はじめは、専門学校や職業訓練校に入つて就職できる技術を身につけたいと考えました。

しかし、見学に行つた先でいつも言われるのは、

「学校に通つたり、トイレや食事をしたり、身の回りのことが自分でできないと、難しいなあ」

ということでした。

街に出れば、段差がいっぱい。

近所の駅には階段しかないので他の駅を使ってほしいと言われるなど、自分がいくら社会に参加したいと思っても、それを簡単には許してくれない社会の障壁を思い知らされました。